

岩手県告示第361号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、共同漁業権の免許予定日、申請期間、存続期間、免許の内容たるべき事項、関係地区及び条件を次のとおり定める。

平成24年5月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 免許予定日 平成24年9月1日
- 2 申請期間 平成24年5月11日から同年7月20日まで
- 3 存続期間 平成24年9月1日から平成25年8月31日まで

注 各漁場区域の表示している方位の度数は、磁針方位（西偏7度30分）の度数をもって表示した。

公示番号 一共第207号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ漁業	〃
	まつも漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	つのまた漁業	〃
	ふのり漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あわび漁業	〃
	くぼがい漁業	〃
	もすそがい漁業	〃
	いがい漁業	〃
	ほたてがい漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ほっきがい漁業	〃
	うに漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	ほや漁業	〃
えむし漁業	〃	
たこ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先

(3) 漁場の区域 次の基点第400号、基点第400号の1、ア、イ、ウ及び基点第413号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸

線によって囲まれた区域

基点第400号 下閉伊郡と上閉伊郡との境界の標識

基点第400号の1 下閉伊郡と上閉伊郡との境界地先境岩頂上の標識

基点第413号 上閉伊郡大槌町赤浜南蔭川口の標識

ア点 基点第400号の1から116度36分3,800メートルの点

イ点 基点第413号から78度3,980メートルの点

ウ点 基点第413号から90度1,500メートルの点

2 関係地区 上閉伊郡大槌町吉里吉里及び赤浜

3 条件

- (1) 漁業権行使に当たり、一共第202号、一共第203号及び一共第204号漁業権と同時口開けをしなければならない。
- (2) 一共第202号漁場との境界線から二才島最高地点より正東に至る区域内に大槌町（吉里吉里、赤浜及び金沢を除く。）に居住する漁民の入漁を拒むことができない。
- (3) 刺し網及び流し網を使用してあわび及びびうにを採捕してはならない。